須坂都市計画区域区分の変更 計 画 書

須坂都市計画区域区分の変更(長野県決定)

須坂都市計画区域区分を次のように変更する。

1. 市街化区域及び市街化調整区域の区分

「総括図表示の通り」

2. 人口フレーム

年次				平成 27 年	令和7年	
区分				(基準年)	(基準年の 10 年後)	
都市計画区域内人口				54.6 千人	50.7千人	
	市街化区域内人口			37.8千人	35.6 千人	
	配分する人口			1	35.6 千人	
	保留する人口		留する人口	_	0千人	
			(特定保留)	_	0 千人	
			(一般保留)	_	0千人	

須坂都市計画区域区分の変更理由書

今回の見直しは、「須坂都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(須坂都市計画区域マスタープラン)」の変更に基づき、平成27年(2015年)を基準とし、目標年次を10年後の令和7年(2025年)として都市の現況、市街化の動向及び人口、産業の発展動向を勘定する中で、人口及び産業並びに市街地の適正な規模を設定するものである。

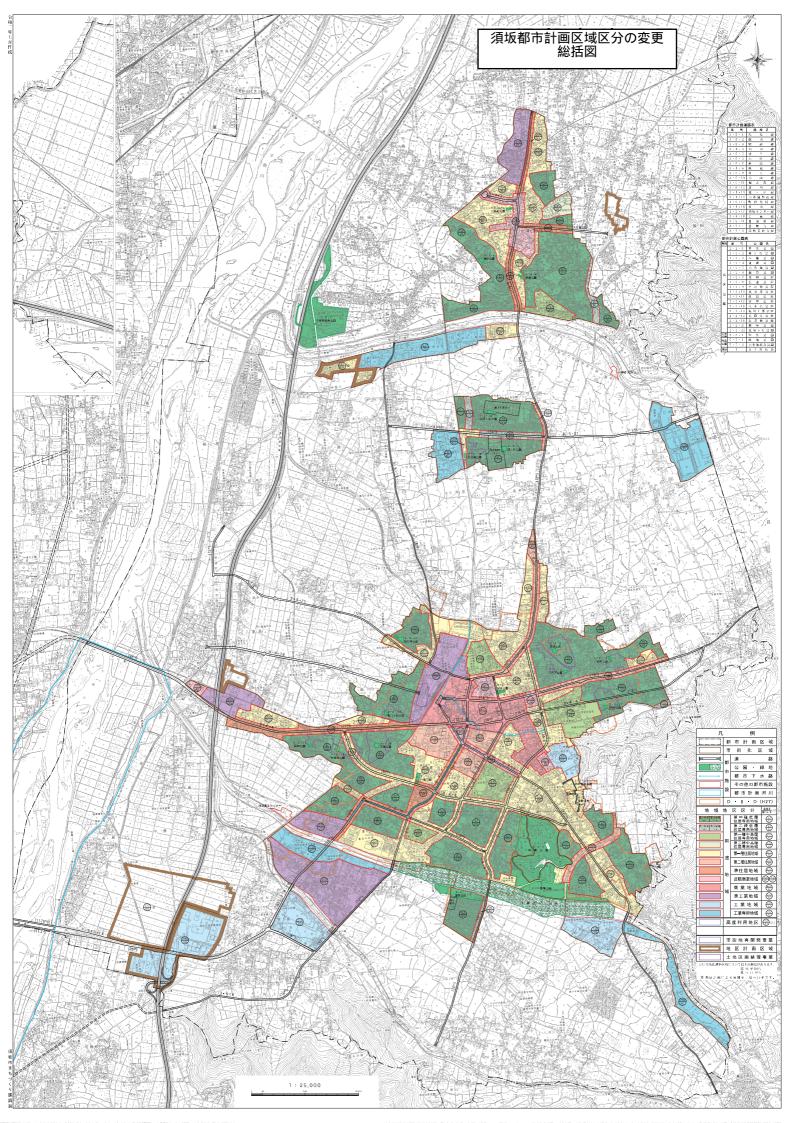
※区域区分とは

区域区分とは、都市計画法第7条において「都市計画区域について無秩序な市街化を抑制し、計画的な市街化を図るため必要があるときは、都市計画に、市街化区域と市街化調整区域との区分(以下「区域区分」という。)を定めることができる」と規定されています。

この区域区分は、良好な市街地形成や、市街化調整区域の農地や自然的環境の 保全ならびに市街地外への無秩序な宅地化の抑制等、良好な都市環境を形成する うえで、最も有効な手段と考えられます。

≪須坂都市計画区域区分の経緯≫

当初決定 昭和 46 年 1 月 28 日 第 1 回見直し 昭和 53 年 3 月 27 日 第 2 回見直し 昭和 61 年 8 月 14 日 第 3 回見直し 平成 5 年 6 月 24 日 第 4 回見直し 平成 11 年 9 月 27 日 第 5 回見直し 平成 16 年 5 月 13 日 第 6 回見直し 平成 24 年 1 月 26 日



須坂都市計画区域区分 新旧対照表



須坂都市計画区域区分の変更(長野県決定)

須坂都市計画区域区分を次のように変更する。

1. 市街化区域及び市街化調整区域の区分 「総括図表示の通り」

2. おおむねの人口

本区域の将来におけるおおむねの人口を次のとおり想定する。

本色数の有木におりるおおもねの人自を氏のとおう心にする。									
	年次	平成27年	令和7年						
区分		(基準年)	(基準年の10年後)						
都市計画区	区域内人口	54.6 千人	50.7千人						
市街	比区域内人口	37.8 千人	35.6 千人						
Ē	配分する人口		35.6千人						
	保留する人口		0 千人						
	(特定保留)		0 千人						
	(一般保留)	_	0 千人						



(平成24年1月26日 変更告示)

須坂都市計画区域区分の変更(長野県決定)

須坂都市計画区域区分を次のように変更する。

1. 市街化区域及び市街化調整区域の区分 「総括図表示の通り」

2. おおむねの人口

本区域の将来におけるおおむねの人口を次のとおり想定する。

本区域の付米にわけるわわむねの八日を次のこわり芯足りる。								
		年次	平成17年		平成27年			
区分			(基準年)		(基準年の10年後)			
都市計画	画区域内	人口	57.	4 千人	54.	1 千人		
市	街化区域	成内人口	38.	7 千人	38.	1 千人		
	配分	する人口	_		38.	1 千人		
	保留する人に		_					
		(特定保留)	_					
		(一般保留)	_	•	_			